

答弁書第一二二号

内閣参質七八第一二二号

昭和五十一年十一月二十六日

内閣総理大臣 三木 武夫

参議院議長 河野 謙 三 殿

参議院議員鈴木力君提出林野雜產物補償に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員鈴木力君提出林野雑産物補償に関する質問に対する答弁書

一について

昭和四十年度以降の林野雑産物補償の演習場又は対地射爆撃場別及び発生年度別の支払額及び対象者数は、別表第1のとおりである。

二について

(1)から(3)まで 林野雑産物補償については、原則として、申請者の代理人である関係市町村長又は関係組合長から林野関係雑補償申請書を提出させ、当該関係市町村長又は関係組合長と関係防衛施設局長との間で林野関係雑産物の損失補償契約を締結するという方式により処理しているが、北富士演習場に係る林野雑産物補償については、その円満なる処理を図るとの観点から、関係地方公共団体、関係入会組合等の代表者によつて構成される北富士演習場対

策協議会と協議の上、申請者の代理人である各入会組合長が更に同協議会長を復代理人として選任し、同協議会長と横浜防衛施設局長とが前述の契約を締結するという方式により処理している。

### 三について

(1)、(3)及び(5)から(8)まで 林野雑産物補償は、現在自衛隊又は米軍が演習場等として使用している林野において、米軍の使用開始時まで継続的に林野雑産物を採取していた者で、その演習場等に立ち入つて林野雑産物を採取する農業経営上の必要性が存続し、かつ、その演習場等への立入制限等によりその演習場等における林野雑産物の採取が阻害されている事実があるものを対象として、その者の申請に基づき、その阻害の程度に応じて行うものである。

したがつて、現在農業経営を行つている者であつても当該林野において米軍の使用開始時まで継続的に林野雑産物を採取していないもの及び従来の補償対象者であつても現在農業経

営を行つていなか又は立入制限等により林野雑産物の採取が阻害されている事実がないものは、林野雑産物補償の対象とはなり得ない。

また、先に述べた林野雑産物補償の対象者としての要件を備えている者である限り、現実に演習場等に立ち入つて林野雑産物の採取を行つていなくても、林野雑産物補償の対象となり得る。

- (2) 及び(4) 右に述べた林野雑産物補償の対象者としての要件を備えているかどうかの調査は、林野関係雑補償申請があつた場合に、申請者ごとに、耕地面積、牛馬飼育頭数、そだ使用施設の有無、演習場等外の採取地の有無等農業経営の実態を調査することにより行つている。
- (9) 御質問のような事実はないと承知している。

#### 四について

- (1)から(3)まで 林野関係雑補償申請に係る野草平年採取量は、別表第2のとおりである。同表

の数値は、補償対象者ごとに、飼料用にあつては牛馬頭数に一頭当たり年間野草必要量を、堆肥用にあつては耕地面積に一アール当たりの年間野草必要量をそれぞれ乗じて算出した数値を合計したものである。

なお、各年度ごとの野草平年採取量の算出に当たつては、学者の調査資料、世界農林業センサス山梨県統計書等を参考として使用するとともに、牛馬頭数、耕地面積、単位当たり野草必要量等の基礎数値を可能な限り調査している。

(4)から(6)まで 昭和四十年度以降現在までに行われた林野雑産物補償に係る野草及びそだの各年度別採取量、補償対象量等は、別表第3のとおりである。同表の野草及びそだの各年度別採取量は、北富士演習場への立入りが可能な日に、各補償対象者が採取し得る量及びこれらの者が同演習場外において採取し得る量により算定しているので、採草及び採薪跡地の調査は、必要ではない。

(7) 申請手続の不備等によつて申請書を受理されなかつた場合を除き、三についてで述べたところによつて処理している。

(8) 平野入会組合に所属する農家は、農業經營上必要な野草の大部分を北富士演習場外の採取地において充足することが可能であり、残る不足分についても同演習場への立入許可日に採取することにより充足することが可能があるので、同組合に所属する農家には、補償金を支払つていない。

(9) 御質問の十六人に係る昭和四十八年度分及び昭和四十九年度分の林野雑產物補償については、上吉田松山入会組合長を通じて行われた申請に基づき、三についてで述べたところにより調査確認の上、補償金を支払つたものである。

(10) 及び(11) 御質問に係る個人別補償額等については、答弁を差し控えたい。

別表第1

八

## 昭和40年度以降の林野雑産物補償の施設別、発生年度別支払額及び対象者数

施設名 支払額・ 対象者数	三沢対地射爆撃場		水戸対地射爆撃場		北富士演習場		東富士演習場	
	支 払 額 千円	対 象 者 数 延人	支 払 額 千円	対 象 者 数 延人	支 払 額 千円	対 象 者 数 延人	支 払 額 千円	対 象 者 数 延人
発生年度								
40	261	322	3,639	1,449	20,384	985	28,111	4,111
41	270	322	4,206	1,465	28,649	1,275	27,144	4,104
42	278	322	4,420	1,439	19,332	1,125	27,344	4,782
43	308	322	4,377	1,448	19,068	1,111	28,311	4,904
44	349	322	5,180	1,450	17,866	1,102	27,104	4,904
45	380	322	5,224	1,437	20,475	1,021	27,851	4,907
46	432	322	5,422	1,426	19,621	1,021	29,779	4,884
47	485	322	6,060	1,391	20,627	1,012	33,844	4,889
48	558	322	202	22,047	950	40,810	4,893	
49	327			23,961	914	47,364		4,893

別表第2

## 昭和42年度以降の野草平年採取量

発生年度	野草平年採取量 kg
4 2	10,227,834
4 3	10,227,834
4 4	10,227,834
4 5	11,846,122
4 6	11,846,122
4 7	11,846,122
4 8	12,101,110
4 9	12,169,804

(注) 昭和42年度から昭和44年度までの野草平年採取量は、昭和50年度にあつた申請に基づき行つた補償に係る分を除くと9,828,792キログラムである。

別表第3

昭和40年度以降の野草及びそだの各年度別補償額等

事項 発生 年度	補償額			採取量			補償対象量			申請者数	補償対象者数
	野 草 千円	草 千円	そ だ 千円	野 草 kg	そ だ 束	野 草 kg	そ だ 束	野 草 kg	そ だ 束		
40	11,425	8,959	8,993,630	79,213		5,981,000	149,273	1,753		452	533
41	19,096	9,553	5,022,281	79,213		9,952,399	149,273	1,755		741	534
42	12,234	9,098	1,969,067	63,771		8,258,767	93,543	1,657		706	419
43	12,792	6,276	2,285,042	62,647		7,942,792	82,690	1,657		700	411
44	12,167	5,699	2,034,570	61,419		8,193,264	72,945	1,657		705	397
45	12,780	7,695	3,802,153	42,304		8,043,969	73,650	923		655	366
46	12,838	6,783	4,101,007	42,304		7,745,115	73,650	923		655	366
47	12,895	7,732	4,790,155	42,304		7,055,967	73,650	923		646	366
48	12,906	9,141	6,365,127	42,299		5,735,983	75,211	1,661		579	371
49	15,246	8,715	6,649,046	42,299		5,520,758	75,211	1,661		543	371